

徳島市農業委員会総会 議事録

1 と き	令和7年4月28日（月） 開会 午後 2時15分 閉会 午後 4時00分
2 ところ	徳島市役所 13階 大会議室
3 議 長	会長 川人 泰博
4 出席者	<農業委員> 2番委員 瀬畑 俊夫 3番委員 佐野 泰弘 4番委員 野口 俊廣 5番委員 大貝 美治 6番委員 金澤 敬治 7番委員 宮崎 学 8番委員 久米 裕純 9番委員 川人 泰博 10番委員 佐々木永薫 11番委員 板東美佐緒 12番委員 坂東 賢二 13番委員 石田 幸夫 14番委員 植田美恵子 15番委員 廣瀬 長市 16番委員 谷川 興一 17番委員 鎌田 良仁 18番委員 政岡 茂 19番委員 市岡 沙織 <農地利用最適化推進委員> 1番委員 武市 直樹 2番委員 安廣 貴明 3番委員 宮本 忠佳 4番委員 山本 美香 5番委員 長谷川豊司 6番委員 桑野 欣伸 7番委員 宮崎 秀喜 8番委員 原田 和彦 9番委員 井原 一成 10番委員 奥田 雅之 11番委員 松浦 義幸 13番委員 岡田 敏明 14番委員 鈴木 隆大 15番委員 廣瀬 佳輝 16番委員 美間 亮 17番委員 近藤 和隆 18番委員 赤川 勉
5 欠席者	<農業委員> 1番委員 岸本 昇 <農地利用最適化推進委員> なし
6 欠 員	なし
7 傍聴者	なし
8 議 事	（全体議案） 付議案件 第1号議案 令和7年度業務推進の基本方針について 報告事項 1. 令和7年度予算について 2. 令和6年度決算見込について 3. 令和6年度主要業務の概要説明 （農地関係議案） 付議案件 第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の審議について 第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の審議について 第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の審議について 第5号議案 非農地通知の審議について 第6号議案 相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について 第7号議案 農用地利用集積等促進計画の承認について 報告事項 1. 農地法第3条の3規定に基づく権利取得の届出について

	2. 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について 3. 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について 4. 農地法第18条第6項の処理について 5. 農地改良届について 6. 農地の転用制限の例外（法第4条）による届出について 7. 地目変更登記に係る照会に対する回答について 8. 農地法第3条許可の取消について 9. 転用届出の取消について（5条届出）
--	---

(開会 午後2時15分)

事務局 お待たせいたしました。それでは、まず最初に、総会開催に先立ちまして、徳島市農業委員会憲章を朗読いたします。お手元の総会議案書をめくっていただきまして最初のページを御覧ください。左に「1」という数字が並んでおりますが、私が「ひとつ」といいましたら、その後本文をご唱和ください。

全委員 【農業委員会憲章を唱和】

事務局 御唱和ありがとうございました。只今から、令和7年度徳島市農業委員会4月定例総会を開会いたします。開会に当たりまして、川人会長から御挨拶を申し上げます。

川人会長 【会長あいさつ】

事務局 ありがとうございました。本日は来賓として、遠藤市長に代わり瀬尾守第二副市長にご臨席いただいております。それでは、御祝辞をいただきたいと存じます。よろしく、お願いいたします。

第二
副市長 【祝辞】

事務局 ありがとうございました。瀬尾第二副市長におかれましては、この後、公務がございますので、ここで退席されます。本日は大変お忙しい中、御臨席をいただき誠にありがとうございました。

それでは、前の席を少し移動させていただきますので、今しばらくお待ちください。

それでは、再開します。本日の議長は川人会長が務めることとなっておりますので、進行をよろしく願います。

議長 それでは、只今より、議事を進行して参ります。本日の総会は、農業委員19名のうち半数を超える18名が出席しており、会議が成立しております。欠席の届出がありました委員は、議席番号1番、岸本昇委員です。

はじめに、議事録署名者の選任についてですが、総会議事規則第10条の規定により、議長が指名します。議席番号4番野口俊廣委員と、議席番号14番植田美恵子委員の両名を指名します。よろしく願います。

それでは、議事に入ります前に、ここで事務局の職員紹介をお願いしたいと思います。事務局から説明をお願いします。

事務局 【事務局の説明】

議長 ありがとうございました。それでは、議事に移ります。本日の案件は、先に通知いたしましたとおり、新年度最初の総会ということでございまして、第1号議案は、令和7年度業務推進の基本方針についてであります。この第1号議案について、事務局に説明を求めます。

事務局 第1号議案「令和7年度 業務推進の基本方針」について御説明いたします。

【説明（議案書1～6ページ）】

御審議のほどを、よろしく願います。

議長 この案件について、御質疑がありましたら、御発言を願います。
それでは、採決をいたします。第1号議案の令和7年度業務推進の基本方針について原案どおり、決定してよろしいか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということでございますので、本案件につきましては原案のとおり決定いたします。次に、報告事項に移ります。(1)令和7年度予算について(2)令和6年度決算見込について(3)令和6年度主要業務の概要説明の3件については、関連事項でございますので、まとめて事務局から説明します。

事務局 報告事項を御説明いたします。
【説明（議案書7～11ページ）】
以上のとおり、報告事項の説明を終わります。

議長 只今の予算等の報告について、御意見等はございませんか。
それでは、続いて協議事項に移ります。令和7年度最適化活動に係る委員の担当区域ごとの目標について事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、お手元の協議事項の資料を御覧ください。
令和7年度最適化活動に係る委員の担当区域ごとの目標案について、説明いたします。

農業委員会は、農業委員会等に関する法律により、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進といった農地の利用の最適化の推進が必須業務とされております。

国は、この最適化活動を推進するため、農業委員会全体の目標と、担当区域ごとの目標を設定するよう求めています。このうち、農業委員会の目標については、令和7年3月総会においてご決定いただいておりますので、本日は、委員の担当区域ごとの各目標を決定いただくものです。

具体的な目標は2ページに掲載しておりますが、1ページでその概要を説明いたします。

設定する目標は、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進の3つの活動に係るものです。

まず、1の農地の集積にかかる目標では、認定農業者・認定新規就農者等の担い手への新規集積面積について、農業委員会全体の令和7年度の目標値219haを、各区域の市街化調整区域面積の全体に占める割合で按分したものとしております。

なお、委員会全体の219haはBの説明にありますように、県の基本方針における、本市の目標集積率を基に算出したものです。

2の遊休農地の解消にかかる目標は各区域の緑区分草刈り程度で耕作が可能となる遊休農地の解消目標です。解消面積については、令和3年度の利用状況調査における、各区域の遊休農地の5分の1の面積としております。この5分の1というのは、令和4年度から5年間で解消するという国から示されたものとなります。

また、前年度新規発生分の解消面積については、各区域で前年度の利用状況調査において新規発生した遊休農地の面積となっております。こちらにつきましては、令和7年度内に全て解消することを目標としてまいります。

3の新規参入の促進に係る目標は、新規参入者への貸付等に農地所有者の同意を得

た上で公表する面積のことで、令和4年度～6年度の権利移動面積の平均の1割としております。1割についても、国から示されたものです。

議長 只今の報告について、御質問、御意見等はございませんか。
特にないようですので、引き続き、農地関係議案に移りますが、準備等がございますので10分程度休憩とさせていただきます。15時10分に再開します。

(再開 午後3時10分)

議長 それでは、総会を再開します。これより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしくお願いいたします。それでは、第2号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第2号議案、農地法第3条の規定による許可申請について御説明します。議案書1ページを御覧ください。まず、議案書の変更点を説明します。今回から譲渡人の申請理由の欄を削除しております。理由は令和7年4月1日から農地法第3条の規定による国の許可申請書の様式が変更となったため、これに合わせて本市の様式も変更し、理由を書く欄がなくなったためです。新しい様式については、連絡事項の時に説明させていただきます。

今月の申請は1件です。法定の添付書類は整っております。農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当していないと思われます。耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられません。

1番は、譲渡人から譲受人へ、農地2筆を売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後6aに至り、譲受人は対象地において、さつまいもやたまねぎ、すだちや梅等の栽培を行うとのことです。なお、譲受人は新規就農者であるため、国府地区で新規就農面談を行いました。

第2号議案は以上1件で、対象地は、田651㎡のみです。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、新規就農面談を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思います。
それでは、1番案件の新規就農面談に参加していただいた、国府地区の谷川委員さん、新規就農計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

谷川委員 今月16日の午前11時より、1番案件で新規就農面談を実施いたしましたので報告します。参加者は、私と美間推進委員の委員2名、譲受人側1名、事務局2名の5名です。

譲受人は、3年間徳島市の市民農園を利用しており、もっと広い畑で農業をしてみたいと考え、今回の申請に至ったとのことです。申請地では、道路を挟んだ西側に譲受人の母親の住居があり、殺虫剤等の保管や水の確保、また、駐車場としても利用していく予定とのことです。農機具に関しては、譲渡人が貸していただけるとのことで、倉庫は申請地から約160mのところにあります。今回の申請が許可されれば、対象地で、さつまいもやたまねぎなどの野菜や、すだちや梅などの果樹の栽培から始めて行きたいとのことです。

結論として、今回の新規就農計画等に問題はなく、国府地区の委員は一致して、問題ないのではないかとの心証を持ちました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。新規就農面談に参加されました委員さんからの意見は以上ですが、その他、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

 それでは、特に御意見がないようですので採決いたします。第2号議案の農地法第3条の規定による許可申請は、本案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第2号議案については本案件を許可することに決定いたしました。続きまして、第3号議案、農地法第4条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 議案の説明の前に、地域計画と農地転用許可の関係についてご説明いたします。地域計画策定後は、農地転用申請の前にあらかじめ地域計画からの除外が必要となります。しかし策定以前の農振除外申請について、農林水産課が事務の取り扱いを定めており、地域計画策定以前の10年間、平成27年1月1日から令和7年3月31日までに農振除外済の白地は、地域計画からの除外手続きは不要で、農地転用申請が可能とされています。今月の4条・5条許可申請は、全て農振除外済みであり、地域計画からの除外が必要ないことを確認しております。

 それでは第3号議案、農地法第4条の規定による許可申請の審議についてご説明します。議案書2ページを御覧ください。

 1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。申請人は、所有する農地を非農家の世帯分離住宅に転用するもので、5条許可申請の6番案件と同時申請です。

 以上、本案件につきましては、農地法に規定されている立地基準及び一般基準において、許可要件を満たしているものと思われます。

 第3号議案は、全1件で地目は、田のみ361.14㎡です。転用目的は、住宅用地となります。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。1番案件は、5条許可申請と同時申請されている案件のため、この内容を踏まえて、この後の議案と併せて採決したいと思います。続きまして、第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第5号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、御説明します。議案書3ページを御覧ください。

 1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。使用貸借権を設定し、借人が、非農家の世帯分離住宅に転用するものです。

 2番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。所有権を移転し、造園土木業を営んでいる譲受人が、露天資材置場に転用するものです。

 3番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。所有権を移転し、太陽光発電事業を営んでいる譲受人が、太陽光発電施設管理用駐車場に転用するものです。なお、申請地は既に転用行為が行われており、農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

4番と5番は転用目的が同一であるため併せて説明します。申請地は、いずれも公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。所有権を移転し、造園土木業を営んでいる譲受人が、露天資材置場に転用するものです。なお、申請地は既に一部で転用行為が行われており、農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

6番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。使用貸借権を設定し、借人が、非農家の世帯分離住宅に転用するもので、4条許可申請の1番案件と同時申請です。なお、申請地は既に転用行為が行われており、農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

7番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。使用貸借権を設定し、借人が、宅地の敷地拡張をするものです。なお、申請地は既に転用行為が行われており、農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

8番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。所有権を移転し、建設業を営んでいる譲受人が、露天資材置場及び露天駐車場に転用するものです。

9番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。使用貸借権を設定し、借人が、農家住宅に転用するものです。

以上、全案件につきましては、農地法に規定されている立地基準及び一般基準において、許可要件を満たしているものと思われます。また、転用目的が、駐車場・資材置場となっている案件については、太陽光設備認定をとっていないことを確認済みであり、転用規模が大規模である4番、5番、8番案件については地区審査を実施しました。

第5号議案は全9件で、地目は、田2,717.18㎡、畑1,245㎡で、合計3,962.18㎡です。転用目的の内訳は、住宅用地1,200.18㎡、駐車場・資材置場2,762㎡となります。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局からの説明は以上ですが、地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思います。

それでは、4番と5番案件の地区審査に参加していただいた、入田地区の板東委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

板東委員 今月18日の午前10時より、4番と5番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、私と転用者側1名、事務局2名の4名です。

申請対象の農地は、入田町海先にあり、第2種農地に区分されるということです。今回の申請は、転用者が、所有権を移転し、露天資材置場に転用するものです。造成は行わず、整地・転圧のみとなります。排水については、雨水のみで、地下浸透とします。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題なく、入田地区の委員は、一致して、許可はやむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。続きまして8番案件の地区審査に参加していただいた、国府地区の谷川委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

谷川委員 今月16日の午前10時から、8番案件で地区審査を実施しましたので報告します。

参加者は美間推進委員と私の委員2名、転用者側1名と事務局2名の合計5名です。

申請地は、国府町和田字七反田にあり、第2種農地に区分されるとのことです。申請者は申請地の所有権移転を行い、露天資材置場及び露天駐車場に転用するものです。転用者は、名西郡石井町で建設業を営んでおり、本社敷地と石井町で資材置場を使用していましたが、徳島市内での工事が増加しているため、申請地を転用しようとするものです。造成については、西側市道と同じ高さにし、盛土と砕石敷きにするとのこと。排水については、雨水のみで地下浸透とし、大雨時の土砂の流出を防ぐため西側水路に雨水枡を新設して排水する計画で、地元土地改良区からの意見書が提出されています。進入路は西側の既存の市道から出入りを行い、安全対策も十分に行う予定です。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害(ひがい)防除(ぼうじょ)措置(そち)についても問題なく、国府地区の委員は、一致して、許可はやむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございました。地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、全案件について申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは、特に御意見がないようですので採決いたします。第4号議案の農地法第5条の規定による許可申請について、4条許可申請と同時申請された6番案件は、別途採決したいと思います。それ以外の1番から5番、7番から9番案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第5号議案の農地法第5条の規定による許可申請は、1番から5番、7番から9番案件を許可することに決定いたしました。

それでは、6番案件について採決いたします。4条許可申請の1番案件と5条許可申請の6番案件を併せて許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、4条許可申請の1番案件と5条許可申請の6番案件を併せて許可することに決定いたしました。続きまして、第5号議案、非農地通知の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第5号議案、非農地通知について、御説明いたします。議案書5ページを御覧ください。

1番は、上八万地区で、所有者から通知願があったため、4月17日に佐々木委員、松浦推進委員の委員2名、事務局2名で現地の状況を確認しております。1番は雑木等が繁茂し、対象地に高低差があり農業用機械による耕起・整地が困難であることから、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な状態であると認められます。

第5号議案は、以上1件で、対象地は畑1,509㎡のみです。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第5号議案の非農地通知については、本案件を非農地と承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第5号議案については、本案件を非農地と承認することに決定いたしました。なお、この議決により、所有者及び関係各所に非農地通知を送付することになります。続きまして、第6号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認についてを開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第6号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況について御説明いたします。議案書6ページを御覧ください。

1番は、全ての農地で、耕作を継続しております。

2番は、全ての農地で、耕作を継続しております。

3番は、全ての農地で、耕作を継続しております。

第6号議案は以上3件で、税務署あてに報告しようとするものです。対象地の面積は、田7,700.3㎡、畑18,344㎡、計26,044.3㎡です。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第6号議案の相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第6号議案については全案件を承認することに決定いたしました。続きまして、第7号議案、農用地利用集積等促進計画に対する意見についての審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第7号議案、農用地利用集積等促進計画に対する意見について御説明します。議案書7ページを御覧ください。

本案件は、農用地利用集積等促進計画について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項に基づき、農地中間管理機構である、公益財団法人徳島県農業開発公社から、意見を求められているものでございます。なお、4番について、新規就農面談を行いました。

設定等を受けるものが個人である1番から3番、6番から9番、11番、14番から17番の設定を受ける者は、同条第5項第2号イ権利設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる及び第2号ロ権利設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるの要件について、農地所有適格法人である5番、10番、12番、13番の設定を受ける者は、同条第5項第2号イ権利設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められるの要件について、一般法人である4番の設定を受ける者は、同条第5項第2

号イ権利設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる及び同条第5項第3号イ権利設定等を受ける者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれる並びに第3号ロ権利設定等を受ける法人の業務執行役員等のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められるの要件について、全て満たしていると思われます。

今回、設定しようとしている土地は、田14筆19,110㎡、畑23筆35,333㎡の合計37筆54,443㎡になります。

第7号議案の農用地利用集積等促進計画に対する意見についての説明は以上です。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、新規就農面談を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思います。それでは、4番案件の新規就農面談に参加していただいた、応神地区の坂東委員さん、新規就農計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

坂東委員 今月17日の午前11時から4番案件で新規就農面談を実施いたしましたので報告します。参加者は、岡田推進委員さんと私の委員2名と、借受人1名、事務局2名の5名です。

借受人は、現在、花屋の店舗で花きなどを仕入れて販売しています。以前より、花き栽培に興味があり、仕入れるのであれば農地を借りて自分たちで花きなどを栽培し、販売したいと検討していたところ、店舗に隣接する農地の所有者から、農地を借りてほしいとの申し出があったため、今回、貸し借りの権利設定をし、鉢ものや花壇用の苗などの栽培を計画しているとのことでした。

結論として、就農計画等に問題はなく、周辺農地への影響を考慮しながら、今後も、安定して農業経営してほしいとの心証を持ちました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。新規就農面談に参加されました委員さんからの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第7号議案の農用地利用集積等促進計画については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第7号議案については全案件を承認することに決定いたしました。引き続き、農地関係の報告事項に移ります。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは報告事項について説明します。

議案書10ページを御覧ください。1番は、農地法第3条の3の規定に基づく権利取得の届出についてです。相続による権利取得1件受理しました。

議案書11ページを御覧ください。2番は、農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用の届出についてです。3件受理しました。

議案書12ページを御覧ください。3番は、農地法第5条第1項第6号の規定による

市街化区域内の農地転用の届出についてです。6件受理しました。

議案書13ページを御覧ください。4番は、農地法第18条第6項（合意解約）の処理についてです。3件受理しました。

議案書14ページを御覧ください。5番は、農地改良届についてです。1件受理しました。

議案書15ページを御覧ください。6番は、農地の転用制限の例外（農地法第4条）による届出についてです。1件受理しました。

議案書16ページと17ページを御覧ください。7番は、地目変更登記に係る照会に対する回答についてです。12件回答しました。

議案書18ページを御覧ください。8番は、農地法第3条許可の取消についてです。1件取消しました。

議案書19ページを御覧ください。9番は、転届出（農地法第5条）の取消についてです。1件受理しました。

今月の報告事項の説明については以上です。

議長

報告は以上ですが、何か御意見等はございませんか。

それでは、最後になりましたが、一つ申し上げておきたいことがございます。お手元に農業委員会の法令順守の申し合わせ決議の資料をお配りしております。令和2年1月総会において議決し、年に1度、皆様に注意喚起をしております。お一人お一人が特別職の地方公務員であることを自覚して、綱紀保持に努めていただきますようお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、令和7年4月徳島市農業委員会総会を閉会いたします。次回は5月30日金曜日の開催予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。